国指定冠島・沓島鳥獣保護区及び同冠島・沓島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ大阪府大阪市中央区大手前１－７－31大阪マーチャンダイズマート（ＯＭＭ）ビル８階近畿地方環境事務所（電話番号06―4792―0706）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成22年７月29日　環境大臣　小沢　鋭仁

記

１　日時　平成22年８月24日（火）13時30分から15時00分まで

２　場所　宮崎県東臼杵郡門川町本町１丁目１番地門川町役場別館第２会議室

３　案件　国指定枇榔島鳥獣保護区及び同枇榔島特別保護地区の指定について

国指定与那国鳥獣保護区及び同与那国特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市山下町５―21沖縄通関社ビル４階那覇自然環境事務所（電話番号098―858―5824）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成22年７月29日　環境大臣　小沢　鋭仁

記

１　日時　平成22年８月20日（金）10時00分から11時30分まで

２　場所　沖縄県八重山郡与那国町字与那国420与那国町構造改善センター

３　案件　国指定与那国鳥獣保護区及び同与那国特別保護地区の指定について

閣議決定等事項

（内閣官房）

七月二十七日（火）

○一般案件（抜粋）

一　都道府県の国民の保護に関する計画の変更について（決定）（内閣官房）

○国会提出案件

一　国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成二十二年一月一日から同年六月三十日まで）について（決定）（消費者庁）

一　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働・総務省）

公　告

謂　事　項

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成22年７月29日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

１　対象事件

平成７年７月30日、東京都八王子市大和田町で発生した「大和田町スーパー事務所内けん銃使用強盗殺人事件」

２　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

３　上限額　300万円

４　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

５　応募の期間

平成22年７月30日から平成23年７月29日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

６　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

７　情報の受付部署

〒192―0063 東京都八王子市元横山町２丁目４番13号　警視庁八王子警察署「大和田町スーパー事務所内けん銃使用強盗殺人事件特別捜査本部」

電話042―646―4240（直通）

042―645―0110　内線6514

警視庁ホームページ

（http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成22年７月29日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

１　対象事件

平成17年12月２日、茨城県常陸大宮市三美で認知された「栃木・茨城にまたがる女子児童殺人・死体遺棄事件」

２　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７⑴又は⑵の情報の受付部署に提供すること。

３　上限額　300万円

４　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。